

## 『弁護士の紛争解決力』

—元裁判官による実践的ケースで学ぶ—

高世三郎 著 有斐閣 2,200円(本体)

### シンプルかつ奥深い「紛争解決力」の内実

会員 沼澤 佳枝 (67期)



高世三郎弁護士（第一東京弁護士会）は、修習第29期、元・東京高等裁判所民事部総括判事で、最高裁判事局付、東京地裁部総括判事、最高裁上席調査官等を歴任され、裁判実務や制度論にも精通された方である。

高世弁護士との出会いは、今年3月に行われた講演会であった。小職は事前に本書を読み、その懇切丁寧な解説に感銘を受けていた。それに加え講演会でも、会場の質問に一つ一つ時間をかけ真摯に回答する姿勢に触れて、若手法律実務家の能力向上のため、ご自身の経験を役立てたいという熱意を改めて感じ、すっかりファンになった。

本書のタイトルである『弁護士の紛争解決力』とは、紛争解決の手段が、裁判所における手続であるか、裁判外紛争解決手続であるか、交渉であるかを問わず、法律実務家に必要とされる基礎的能力を指している。適正妥当な紛争解決のためには、①事案の骨格をとらえ、②法的に解決すべき問題が何かを的確に把握し、③問題を解決する判断枠組みを押さえること、そして時にはこれらのステップを行きつ戻りつしながら、事案を分析するプロセスが必須である——これが本書全体を通して強調されていることである。

そのようなプロセスが紛争解決の大前提となることは、法律家の間では、少なくとも抽象的には理解されていると思われる。しかし、その本質を理解し自分のものにできているか、実際の紛争解決に際して実践できているか、と自らに問うとき、心許なく感じる若手法律実務家は、小職だけではないだろう。

本書は、主に若手法律実務家向けに、紛争に対してどのように取り組み、検討していくか、そのプロセスを、13の実践的ケースに取り組みながら読者が体験できるように構成されている。それは高世弁護士自身が裁判官時代に実践していた方法であり、東京高裁民事部において陪席裁判官の紛争解決力向上を支援するために行われていた合議の方法でもあるという。各ケースの解説は、丁寧に読みやすく書かれていながら、読み返すほどに新たな気づきをもたらしてくれる。

本書ではまた、「裁判所とのコミュニケーション改善のために」として、求釈明の意味を捉えるポイントや、自らの主張するストーリーに理解を得るために訴訟代理人弁護士がなすべきこと等についても解説されており、訴訟代理人としての主張立証の選択におけるポイントが示されている。さらに、冒頭から読み進めても、また気になるケースから読み始めてもポイントを押さえられるよう工夫された構成にも、高世弁護士の読者に対する配慮が見て取れる。

事案の骨格をとらえること、法的に解決すべき問題が何かを把握すること、そして、問題を解決する判断枠組みを解明すること。長年のご経験を基に執筆された本書においてこれらのキーワードが繰り返されていることから、法律実務家に必要とされる「紛争解決力」のエッセンスが、実は非常にシンプルなものであり、それ故に奥深いものであると感じさせられる。

常に傍らに置き、紛争解決において隘路に陥りそうになったとき、よすがとしたい一冊である。